

## 2. 組織

(1) 特別職の構成	-----	15
(2) 組織図	-----	16
(3) 事務分掌	-----	17

## 2. 組織

### (1) 特別職の構成

#### 【議会】

企業団の議会の議員定数は12人で、その議員は、構成市町の議会議員の中から選挙された者で構成されており、議員の任期は、構成市町の議会議員の任期と 같습니다。

構成市町の定数は次のとおりです。

〈議員定数〉	太田市	3人
	館林市	2人
	みどり市	2人
	板倉町	1人
	明和町	1人
	千代田町	1人
	大泉町	1人
	邑楽町	1人

#### 【監査委員】

企業団に監査委員3人が置かれており、企業長が企業団議会の同意を得て選任し、その任期は4年と定められています。

#### 【企業長・副企業長】

執行機関の長として企業長、そして、企業長を補佐する副企業長が3人置かれ、構成市町の長の互選により選任されます。

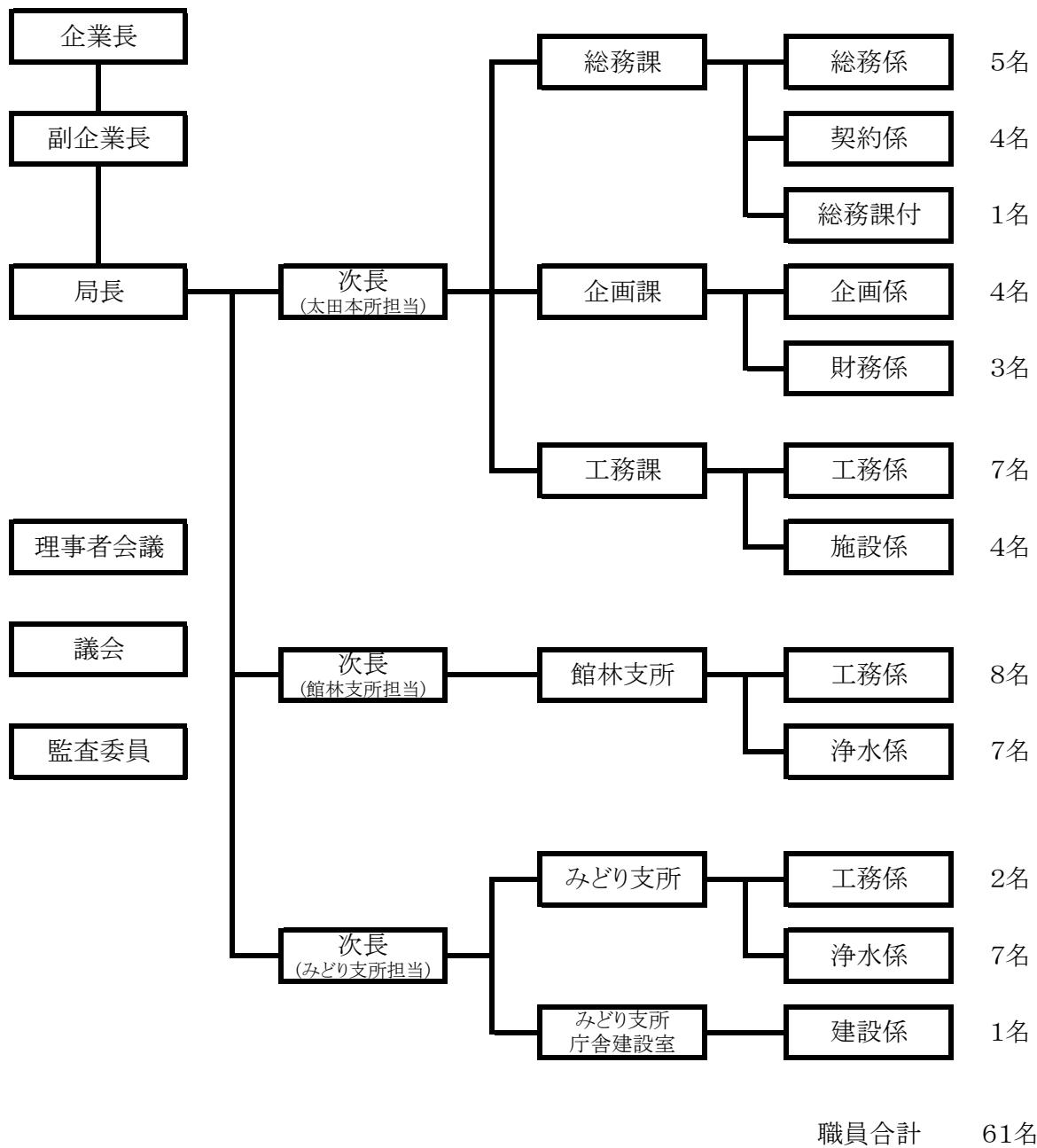
企業長及び副企業長の任期は、当該構成市町の長の任期とされています。

#### 【理事者会議】

構成市町の長により組織され、企業団と構成市町相互間の総合調整を図ることを目的とされています。

(2)組織図

(令和3年3月31日現在)



### (3) 事務分掌

課名	係名	事務概要
総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例、規則、告示、訓令その他重要な命令に関すること。</li> <li>・議会に関すること。</li> <li>・監査に関すること。</li> <li>・公印に関すること。</li> <li>・組織、人事管理に関すること。</li> <li>・文書事務及びファイリングに関すること。</li> <li>・遊休資産の管理に関すること。</li> <li>・土地の賃貸借に関すること。</li> <li>・情報公開及び個人情報保護等に関すること。</li> <li>・広報に関すること。</li> <li>・日本水道協会等の団体事務に関すること。</li> <li>・構成団体との連絡調整に関すること。</li> <li>・危機管理に関すること。</li> <li>・公用車の管理に関すること。</li> <li>・他の係の所管に属さないこと。</li> </ul>
	契約係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札及び開札に関すること。</li> <li>・契約に関すること。</li> <li>・検査に関すること。</li> </ul>
企画課	企画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業の認可及び申請に関すること。</li> <li>・水道事業の総合企画調整及び計画等策定に関すること。</li> <li>・国庫補助金等に関すること。</li> <li>・各種統計等に関すること(水道統計、事業年報、PI)。</li> <li>・官民連携事業に関すること。</li> <li>・企業団ネットワークシステムに関すること。</li> <li>・その他企画に関する事務</li> </ul>
	財務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成・執行及び決算に関すること。</li> <li>・財政計画及び資金計画の策定に関すること。</li> <li>・出納及び会計事務に関すること。</li> <li>・たな卸に関すること。</li> <li>・水道料金に関すること。</li> <li>・下水道使用料徴収受託事務に関すること。</li> <li>・その他財務、営業に関する事務</li> </ul>

課名	係名	事務概要
工務課	工務係	<p>○全域に関する以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管路整備及び給排水施設に関する総合調整に関すること。</li> <li>・設計・積算業務の総合調整に関すること。</li> <li>・地図情報システム等に関すること。</li> <li>・給水装置業務関連の総合調整に関すること。</li> <li>・指定給水装置工事事業者の指定及び指導に関すること。</li> <li>・第三者委託等に伴う給水装置業務関連の監理に関すること。</li> </ul> <p>○太田市内に関する以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管路整備に関すること。</li> <li>・占用(更新)事務に関すること。</li> <li>・緊急対応に関すること。</li> <li>・その他管路整備及び給排水施設に関すること。</li> </ul>
	施設係	<p>○全域に関する以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水施設等に関すること。</li> <li>・水利権申請等に関すること。</li> <li>・第三者委託等に伴う浄水施設等及び水質の監理に関すること。</li> <li>・その他浄水施設等、水質に関すること。</li> </ul>
館林支所	工務係	<p>○館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町内に関する以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管路整備に関すること。</li> <li>・占用(更新)事務に関すること。</li> <li>・その他管路整備事業に関すること。</li> <li>・緊急対応に関すること。</li> <li>・給水装置業務関連の補完業務に関すること。</li> </ul>
	浄水係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部浄水場の管理、運転及び整備に関すること。</li> </ul>
みどり支所	工務係	<p>○みどり市内に関する以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管路整備に関すること。</li> <li>・占用(更新)事務に関すること。</li> <li>・その他管路整備事業に関すること。</li> <li>・緊急対応に関すること。</li> <li>・給水装置関連における補完業務に関すること。</li> </ul>
	浄水係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり浄水場の管理、運転及び整備に関すること。</li> </ul>
みどり支所 庁舎建設室	建設係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり支所建設に関すること。</li> </ul>